

綱紀・懲戒

— 綱紀委員会から7つのメッセージ —

「頼んだことをやってくれない」「弁護士からの報酬請求額に納得がいけない」という依頼者の不満が懲戒請求につながりかねない。また、ちょっとした注意不足が相手方からの懲戒請求を呼び寄せる。綱紀・懲戒の最前線に立つ綱紀委員会の委員長と7人の副委員長に、会員の注意を喚起する論考をご寄稿をお願いした。なお、より深くこの分野を研究するには、弁護士職務基本規程の逐条解説を行った「自由と正義」2005年Vol.56と、具体的な懲戒事例を同規程の条文ごとに整理した『弁護士白書』2007年度版ないし2009年度版が参考になる。（臼井一廣）

CONTENTS

総論：綱紀・懲戒制度の概要

メッセージ

- 1 委任契約書の作成など
- 2 預り金に関して
- 3 準備書面等を書くにあたって
- 4 「自力救済」—意識していますか
- 5 利益相反・中立義務違反について
- 6 債務整理事件の処理について
- 7 刑事弁護を巡るトラブルについて

総論 綱紀・懲戒制度の概要

綱紀委員会委員長 杉山 功郎 (44期)

綱紀・懲戒，弁護士倫理—耳にされたことのない会員はいないでしょう。近年では法科大学院での教育にも力が入れていると聞いています。しかし，その制度や運用の実態となると，まだまだよくわからないという会員もおられることでしょう。

そこでまず，綱紀・懲戒制度の概要を説明してみましょう。

1 弁護士を懲戒することができるのは，当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会のみです。弁護士の懲戒制度における大きな特長であり，いわゆる弁護士自治の中核をなすものです。このように他に類例のない制度であるだけに，しばしば「かばいあ

い」「なれあい」などのいわれのない非難が寄せられますが，実際には厳正に運用されており，この点は綱紀委員会（以下，東京弁護士会綱紀委員会のことを「当委員会」といいます。一般に綱紀委員会を指すときは「綱紀委員会」といいます。）や懲戒委員会の外部委員（裁判官，検察官，学識経験者から選出された委員）からも評価されているところです。

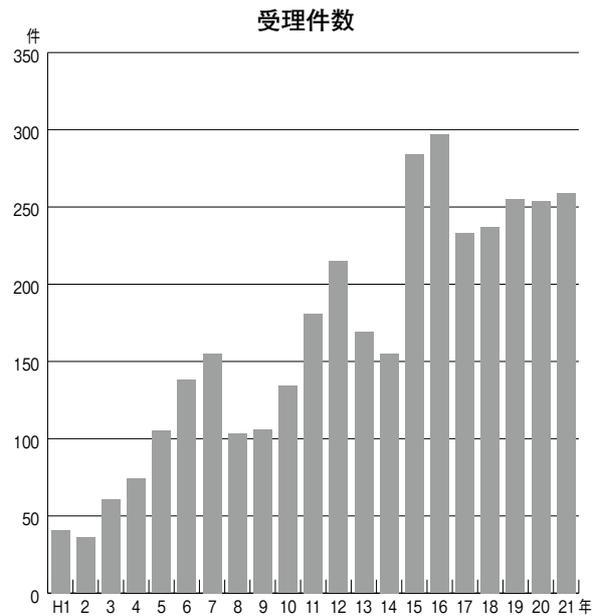
2 懲戒手続は，弁護士会に対して懲戒請求がなされるか，弁護士会自身が綱紀委員会に調査命令をだすかによって開始されます。後者は，当委員会では「会認知事案」と称しています。近年ではこの制度が活用され，市民窓口寄せられる苦情等（たとえば，

図1 綱紀委員会統計(年別)

※事案数

年	受理件数	議決件数	懲戒相当	不相当	資格喪失
H 1	41	51	14	35	2
2	36	37	5	29	3
3	61	55	16	39	0
4	74	52	14	37	1
5	105	77	15	56	6
6	138	126	24	87	15
7	155	155	15	131	9
8	103	145	14	126	5
9	106	100	20	77	3
10	134	124	22	100	2
11	181	133	28	99	6
12	215 ^{*1}	272	28	241	3
13	169	266	25	240	1
14	155	177	20	154	3
15	284	235	14	217	4
16	297	208	26	174	8
17	233	263	28	226	9
18	237	255	30	223	2
19	255 ^{*2}	501	26	471	4
20	254	353	23	329	1
21	259	189	27	161	1

※1: 同一の懲戒請求者が複数の会員に対して同時に懲戒請求を申し立てた事案 166 件を除く
 ※2: 多数の懲戒請求者が特定の会員に対して懲戒請求を申し立てた事案 273 件を除く



*委員会作成

委任した事務をまったく処理してくれず、連絡もとれないなど)を端緒とする会認知事案が増えています。しかし件数としては少数であり、大多数は懲戒請求により開始される事案です。

懲戒請求は、「何人も」これを行うことができます。当該弁護士と無関係の第三者であっても懲戒請求をすることは可能です。

懲戒請求を受けた弁護士会は、綱紀委員会に調査を命じなければなりません。懲戒請求は、弁護士会に対し単に職権の発動をうながすものではなく、必ず調査のうえ、結論を出さなければならず、放置することは許されません。

当委員会が調査を命じられた件数をまとめたものが【図1】です。ここ数年、200件以上にのぼっています。十数年前には年間100件程度であったことを考えると、増加していることは明らかです。

申立件数の増加の背景に会員増があることは想像に難くありませんが、実証的検証がなされているわけではありません。

また、当委員会が「懲戒相当」と議決した件数は、必ずしも増加傾向にあるとは言えないものの、毎年ある程度の数はあるということが出来ます。

全国的に見れば、1年間全く懲戒処分がなされていない弁護士会も珍しくないのであって、当会の現状は大いに改善を要するものと言わねばなりません。

3 調査を命じられた綱紀委員会は、調査対象の弁護士(「被調査人」といいます。)や懲戒請求をした者(「懲戒請求者」と呼ばれています。)から資料の提出を求めたり、事情を聴取したりして、非行が認められるかどうかを調査します。

綱紀委員会は、調査の結果に基づいて審議し、次のいずれかの議決をします。

- ①懲戒相当
- ②懲戒不相当
- ③調査終了

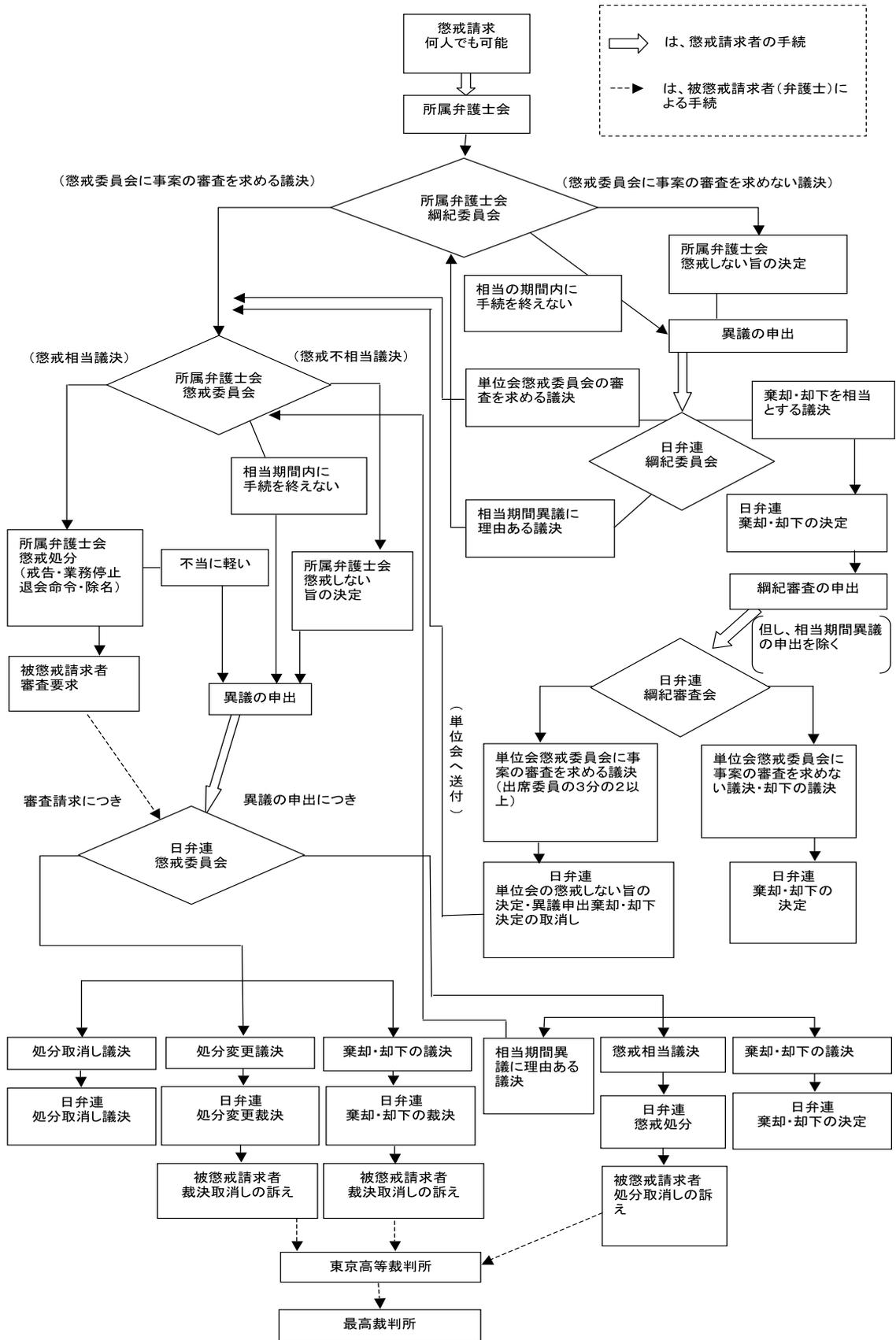
③は、調査開始後に被調査人が死亡したり、会員資格を喪失したり(他の懲戒処分により除名されたり、破産手続が開始したりした場合)したときになされるものです。

4 綱紀委員会が「懲戒相当」との議決をすると、弁護士会は懲戒委員会に事案の審査を求めます。

このように懲戒相当の場合は、綱紀委員会と懲戒委員会の2段階で懲戒事案の審査をすることになっています。弁護士法がこのような構造を採用している理由については従前から様々な解釈がなされていますが、東京弁護士会の実態に基づけば次のようなことが言えるでしょう。

すなわち、当委員会は弁護士委員が100名、外部委員が9名の合計109名です。弁護士委員は原則と

図2 懲戒手続フローチャート



*委員会作成

して3名1組の調査部を構成しています。また弁護士委員はベテランもいますが比較的経験年数の少ない若手も多数います。

これに対し当会の懲戒委員会は弁護士委員8名、外部委員7名の合計15名です。弁護士委員は、ベテランがほとんどです。

このような委員会の構成に着目すると、綱紀委員会は、数多の懲戒事案の中から懲戒委員会の判断を仰がなければならない事案を選別して、濫請求事案については早急に被調査人を懲戒手続から解放するとともに、懲戒委員会の判断が必要となる事案では、事実関係の調査を遂げて証拠の散逸を防ぎ、かつ、懲戒委員会の事実調査に要する負担を極力軽減させるという機能を有しているといえるでしょう。

懲戒委員会は、審議を行い、懲戒するか否かを決定し（懲戒しないという結論となることも少数ですが実際にあります。）、懲戒する場合にはどのような懲戒処分を課すかも決定します。

懲戒委員会の議決があったときは、弁護士会は懲戒処分又は懲戒しない旨の決定をします。

5 弁護士の懲戒処分は行政処分ですので、懲戒処分を受けた弁護士は行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく不服申立てができますが、弁護士法はその特則として次のように定めています。

懲戒処分を受けた弁護士は、日本弁護士連合会に対し審査請求をすることができます（直ちに取消訴訟を提起することはできません。）。

審査請求を受けた日本弁護士連合会は日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を命じ、その議決に基づいて審査請求に対する裁決をします。裁決が審査請求を却下又は棄却するものであるときは、取消しの訴えを東京高等裁判所に対して提起すること

ができます。日本弁護士連合会が自らなした懲戒処分に対しても同様です。

6 一方、綱紀委員会が懲戒不相当の議決をしたときは、弁護士会は懲戒しない旨の決定をします。この決定に対し不満のある懲戒請求者は、日本弁護士連合会に異議の申出をすることができます。弁護士の懲戒処分は、公益的見地からなされるものであり、懲戒請求者の個人的利益に関わるものではありません。したがって行政法上の原則からすれば懲戒請求者は懲戒しない旨の決定に対して不服を申し立てられる立場にはなく、異議申出制度は弁護士法が特に設けた制度です。

異議申出がなされると、日本弁護士連合会は、日本弁護士連合会の綱紀委員会に異議の審査を求めます。審査の結果、日本弁護士連合会の綱紀委員会が却下相当又は棄却相当の議決をしたら、日本弁護士連合会は異議の申出を却下又は棄却の決定をします。大多数はこのケースです。

しかし、少数ですが日本弁護士連合会の綱紀委員会が、原弁護士の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をすることもあります。その場合には日本弁護士連合会は、原弁護士の懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付します。原弁護士会はその懲戒委員会に事案の審査を求めます。その懲戒委員会は審査の結果議決をすることになりますが、その議決が懲戒しない旨のものとなることもありえます。

日本弁護士連合会がその綱紀委員会の議決に基づいて異議の申出を却下又は棄却したときは、懲戒請求者はさらに綱紀審査会による綱紀審査を行うよう日本弁護士連合会に申し出ることができます。この申出があったときは日本弁護士連合会は綱紀審査会

に綱紀審査を求めねばなりません。

綱紀審査会は平成15年の弁護士法改正により設けられた組織であり、法曹関係者でない学識経験者から選任された11名の委員から構成されています。

綱紀審査会は綱紀審査の結果、原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めたときは、その旨の議決をします（この議決は出席委員の3分の2以上の多数を要します。）。この場合には、日本弁護士連合会は、先に自らがした異議申出を棄却又は却下した決定と、原弁護士会のした懲戒しない旨の決定をいずれも取り消し、事案を原弁護士会に送付します。送付を受けた原弁護士会はその懲戒委員会に事案の審査を求めます。

その懲戒委員会が審査の結果、懲戒しない旨の決定をすることもありうることは日本弁護士連合会に対する異議申出が認容された場合と同様です。

原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする旨の議決がえられなかったときは、綱紀審査会はその旨の議決をし、これを受けて日本弁護士連合会は綱紀審査の申出を棄却する決定をします。また、綱紀審査の申出が不適法の場合は、綱紀審査会は却下相当の議決をし、それを受けて日本弁護士連合会は綱紀審査の申出を却下する旨の決定をします。

棄却決定及び却下決定に対しては不服を申し立てることはできません。

また、原弁護士会又は日本弁護士連合会の懲戒委員会が懲戒しない旨の議決をしたときには、綱紀審査の申出はできません。

平成16年4月1日の改正弁護士法施行以降、綱紀審査会が原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする議決をした事例は数件にとどまっています。

以上の手続の流れを図示したのが【図2】です。

7 弁護士が懲戒処分を受けるのは、「非行」があったときですが、「非行」とは実質的な概念であって、形式的に会則に違反していたり、職務基本規程に抵触していたりしても、直ちに非行が認められるわけではありません。あくまでも懲戒処分を受けねばならないだけの非違行為であるかが吟味されることとなります。もっとも、職務基本規程のうちの、弁護士の職務の行動指針又は努力目標を定めたものと解釈されるべき規定（弁護士職務基本規程82条2項）以外の規定は、通常非行となる可能性の大きい行為の類型ですから、これらの規定に反する行為は、非行と解される可能性が大きいと言えるでしょう。

綱紀委員会では、この実質的非行性が認められるか否かで白熱した議論がかわされることが珍しくありません。

以下の各論においては、当委員会が調査・審議する中でしばしば遭遇する主な類型で、会員の参考になると思われるものを紹介していきたいと思います。

8 本稿の性格上、会員各位に注意をうながし、慎重な対応を求めることにどうしても力点がおかれてしまっていますが、実際には理由のない懲戒請求が多数を占め、中には業務妨害を図るためではないかと思われる懲戒請求もあります。

当委員会としてもこのような濫請求に対してなるべく迅速かつ被調査人に負担をかけないように処理していますので、会員各位にはこのような濫請求にまどわされることなく、その職務を尽くしていただきたいと存じます。

私が申し上げるまでもなく実践されているものと存じますが、念のためお願いする次第です。

委任契約書の作成など一形で伝え合うことの大切さ

綱紀委員会副委員長 佃 克彦 (45期)

弁護士は、事件を受任するにあたって委任契約書を作成しなければなりません。委任契約書を作成することは、依頼者に対して委任の範囲と弁護士費用を明らかにする機能を有するのみならず、弁護士にとっても、依頼者との後のトラブルを避けるために大切です。また契約書以外にも、依頼者とのやりとりを文書の形で行うことは、依頼者に説明を尽くすことに資するとともに無用の懲戒請求を防止するために役立つことでしょう。

1 弁護士職務基本規程の定め

弁護士職務基本規程は30条1項本文で「弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない」と定め、契約書の作成を原則として義務化しています。

委任契約における最も基本的な事柄は、いかなる事項を(①)、いくらで(②)受任するかということでしょう。弁護士は、契約書の作成という作業を通して、何についてどこまで受任するかを意識し、また、弁護士報酬をどのように算定していくらとするかを明確にする習慣が付き、それらに関する依頼者との認識の齟齬を避けることができると思われます。反対に、契約書を作らなかつたりその作成が不十分であると、後にトラブルを招きかねません。

2 ①について…委任事項に関するトラブル

「事件を依頼したのにやってくれない」という懲戒請求がよくあります。そのような請求は、弁護士の怠慢などによる本当の放置の例もありますが、中には、弁護士自身がその事件の依頼を受けているという認識を持っていないケースもあります。こうしたことが起こる背景には、契約書を作成していなかつたり、あるいは、契約書を作っても委任事項の定め方があいまいなため依頼者との間で委任事項に関する認識が共通に

なっていないことがあるようです。一つの事件から事件がいくつか派生している場合や、一つの審級が終わって上級審に移行するときなどにこの種のトラブルが多いようです。

こうしたトラブルは、受任の範囲を明確にした契約書を作ることによって避けられるでしょう。

3 ②について…報酬に関するトラブル

懲戒請求では報酬に関するトラブルも後を絶ちません。「報酬について説明がなかった」「あとで報酬を支払うとは聞いていない」「報酬が高すぎる」などです。

事前の説明もなく突然報酬を請求したり、高すぎる請求をしている例も確かにありますが、他方、おそらく受任時には報酬について説明をしていたであろうにそのことをきちんと書面化していなかったため後にトラブルになったのだろうと見受けられる例もあります。

こうしたトラブルも、契約時に弁護士報酬について具体的に説明をして契約書という文書で残すことによって多くの場合回避できると思われれます。契約書の作成は、依頼者から納得して弁護士費用を支払ってもらうためにも大切なことだといえます。

4 形で伝え合うことが大切なその他の例

形にしないことによって生じるトラブルは他にもあります。

懲戒請求の中には、「弁護士が事件を報告してこない」「弁護士が勝手に和解をした」という例もあります。これらは、本当にそうであれば大問題ですが、依頼者の誤解や翻意ということもあります。依頼者への報告を口頭でしたときには文書でも必ず行うことによって、また、和解に対する依頼者の了解も、場合によっては依頼者の納得をサインという形で示してもらうことにより、これらの懲戒請求を回避できることが多いでしょう。

預り金に関して

綱紀委員会副委員長 阿部 正博 (36期)

お金に関する綱紀事案として注意すべきは預り金の清算、処理についてです。預り金は自己の金銭と明確に区別して記帳し、保管しなければなりません。また、受任事件終了による報酬請求に際し、預り金を報酬の一部として控除することは、報酬請求あるいは預り金処理をめぐる懲戒請求事件に発展するケースがあるので、慎重であるべきです。預り金や預り書類を善管注意義務をもって保管して返還すべきは、弁護士でなくても受任者としての基本的義務です。

1 預り金に関する会規の認知度

預り金（預り書類も含まれます。）を返還しないことを理由に懲戒請求されるケースが多くあります。古くからの懲戒請求事案の典型例です。その防止のため、平成10年5月に「業務上の預り金の取扱に関する会規」（以下「会規」といいます。）が制定されました。制定後10年を経過した今日では、ほとんどの会員が、預り金の保管のみを目的とする預り金口座をもち、預り金を同口座に入金し、保管しているようです。未だに預り金口座を開設していないならば、常識外であると言っても過言ではないでしょう。

2 預り金の返還

前項のように「会規」に従って預り金を預り金口座で保管していても預り金の返還に関する懲戒請求事案は後を絶ちません。

(1) 預り金の無断使用、目的外使用を主張されるケース

「会規」のとおり、原則として、依頼者には預り証を発行（預った趣旨を記載しておくとい良いでしょう。）し、相手方等から金銭を受領して預った

ときは、速やかに依頼者に通知し、入出金は全て預り金口座に記帳されるようにすべきでしょう。また、預った趣旨に従い、預り金を支出するときは、事前または事後直ちに支出した旨を報告しておくのがよいでしょう。いずれにしても、承諾なしに勝手に支出したあるいは預けた目的を逸脱して支出したと言われないように証拠を残す工夫をしてください。

(2) 受任事件終了により報酬を請求するときに一方的に預り金を報酬に充当して残額を請求するケース

妥当な報酬を請求する場合でも報酬支払いの合意内容を再度確認する必要があります。報酬算定方法の合意が具体的に明確ならば（その場合でさえ依頼者の受ける経済的利益の有無、その額が不明確なことがあります。）、確定的な報酬額を請求し、支払いを催告することができますが、報酬支払いの具体的合意がなかったり、算定方法が抽象的で不明確であるときには、一方的に報酬額を算定し、支払いを催告することはできません。算定した報酬金額については依頼者の承諾があったときに合意が成立し、具体的報酬請求権が発生するはずですが、それなのに、一方的に報酬を算定し、その上返還すべき預り金を一方的に報酬に充当して残額の支払いを請求すること、その結果、預り金を返還する義務はないと抗弁することは不当であり、懲戒請求を惹起する危険があります。慎重な取扱いが望まれます。

メッセージ 3

準備書面等を書くにあたって

綱紀委員会副委員長 大野 壽三枝 (42期)

弁護士が作成する書面では、事実を書くことが大切であり「詐欺」「脅迫」「人非人」「人でなし」などという評価まで書く必要は乏しいと思います。また、たとえば不倫の慰謝料請求の書面などを相手の職場に送ることはプライバシー侵害となる場合があります。注意です。

1 書面の表現について相手方からクレームがつくケース

弁護士が作成した準備書面・内容証明について、表現が不適切であるとして懲戒請求されるケースも多数あります。

たとえば、損害賠償請求に法律上の根拠がないという反論をする際に準備書面で「被告の人間性の重大な欠如」という表現を用いたことが非行であるとして懲戒請求されたり、「反社会的人物からの身勝手な求め」「偏った人格の持ち主」と書いたことが非行であるとして懲戒請求されたりしたことがあります。また、内容証明では、相手に対して「詐欺罪」「脅迫罪」「強要罪」に当たると記載したことが非行行為であるとして懲戒請求されることもあります。このような表現は、弁護士が、熱心に弁護活動を行うあまり、ついつい過激な表現になってしまったものですが、通常は相手の人格に関する評価まで行う必要はなく、内容証明で犯罪行為に該当することまで述べる必要もありません。適切な事実の摘示で足りることが多いでしょう。

訴訟活動は激しい攻防の場なので、書面に記載される表現行為の名誉毀損の該当性については比較的緩やかに判断され、当委員会でも非行と判断されることは少ないですが、答弁書や準備書面で相手方の性行、経歴について「その半生は奇行と犯罪に埋め尽くされてきた」「詐欺犯」「常軌を逸脱した虚言癖

と極悪非道を地で行く暴虐に翻弄され」という記載が非行とされ懲戒相当になったケースもあります。あまりにも行き過ぎた表現は非行とされる可能性がありますので、気をつける必要があります。

2 書面の送り先についてクレームがつくケース

書面を相手方の勤務先に送ったことを非行として懲戒請求される事案もあります。このような事案で多いのは、男女の関係に関するもので、たとえば不倫の相手に対する慰謝料請求の書面を相手の勤務先に郵送したことが非行であるとして懲戒請求されたケースや、離婚請求事件の相手方に子供の面接交渉に関する行き過ぎを控えてほしいという連絡文書を職場にFAXで送信したことが非行であるとして懲戒請求されたケースがあります。いずれも、当該事案では、やむをえなかった行為であり、プライバシー侵害はなかったという判断でしたが、FAXで送信することは危険ですから十分注意しなければなりません。郵便であっても弁護士名の文書が職場に送られるだけで相手の立場を不利益にすることがありうるので送り先については慎重に判断されるべきです。

3 送る前に再確認を

弁護士にとって書面の作成は重要な業務の内容です。書面で重要なのはその内容自体であり、表現の仕方や送り先でもめることは本来の土俵外の紛争です。このようなことは、若干の冷静さがあれば避けられるので、送る前に今一度、書きぶり、送り先について問題ないかを再確認された方がよいと思います。

「自力救済」—意識していますか

網紀委員会副委員長 上條 司 (49期)

自分の依頼者に正当な権利があるとき、弁護士としてその権利を実現したいと考えるのは当然でしょう。しかし、実体法上権利が認められるからといって、何をやってもいいわけではありません。

職務熱心の余り陥りやすいのが「自力救済」です。

自力救済（何らかの権利を侵害された者が、司法手続によらず実力をもって権利回復をはたすこと）は、原則として許されません。この点、最高裁は「私力の行使は、原則として法の禁止するところである」（最判昭和40年12月7日・民集19巻9号2101頁）という考えを示していますし、日弁連は、この原則に対する例外の要件として「①国家権力による救済をまついとまがないこと。②ただちに私力を行使しないと、訴訟等の法的手段を通じての権利実現が全く不可能となり、または著しく困難となるおそれのあること。③緊急な危険を防止するのに必要な限度をこえないこと」（弁護士資格・懲戒事件議決例集第7集648頁）という厳しい判断基準を示しています。

もっとも、自力救済の事例は、弁護士が、依頼者のためを思う余りの行為であることが多いので、問題がある行為であるにしても、これを非行とまでいってよいのか悩ましいところです。以下の2つの事例は、結論を異にするものですが、いずれも当委員会の中でも様々な意見のあったところです。

1 建物明渡しに関して

弁護士Aが勤務する事務所の所長弁護士とともにダンススタジオに使用しているマンション一室の占有回復の依頼を受けた事案において、期限までに明渡しのないときは鍵を変更する旨の内容証明郵便を出し、入り口等に立ち入り禁止の貼り紙を各1枚貼付の上、弁護士Aにおいてスタジオ玄関の鍵を取り替えたことが非行にあたとされた事例。

自力救済の問題は建物の明渡しで問題となることが多いようですが、本件も建物の明渡しに関する事例であり、弁護士Aは依頼者からの強い要望を断り切れずに自力救済行為に及んでしまったものです。弁護士Aはいわゆる勤務弁護士でもありますが、本件では「法律事務所の経営弁護士の指示が違法行為を行うことを求めるものであれば、勤務弁護士は条理を尽くして、経営弁護士に対して指示の撤回を求めるべきである」との判断が委員会で下されています。このような事案は、冷静に考えれば誰しも避けるべき行為であると思われるでしょうが、実際に依頼者（あるいは経営弁護士）から強く求められた場合にも、その冷静さを失わないようにする心がけが重要なのでしょう。

2 面接交渉権に関して

B（妻）は、子供を連れて家を出て、以後夫に子供と面談させないままの状態、弁護士を代理人に立てて夫と離婚調停中でした。弁護士Cは夫の代理人でしたが、Bが家を出た後に、夫と子供の面談を実現させるため、Bやその代理人弁護士の承諾なく、夫とともにB宅を訪問し、夫を子供と合わせようとしたが、Bがこれを拒否したため、しばらくして立ち去った事例。

本件では、依頼者（夫）は妻子が家を出るとは全く予期しておらず、突然子供と会えなくなり、悲嘆にくれていたため、Cが深く同情したという事情がありました。

本委員会ではこれらの事情を考慮して非行とは判断しませんでした。自力救済であり許されないという意見も強いところでした。

自力救済は非行と判断される可能性が大きいことを念頭において行動していただきたいものです。

利益相反・中立義務違反について

綱紀委員会副委員長 岡内 真哉 (46期)

弁護士業務を行っている、依頼者や以前の相談者を相手方とせざるを得ない事件の受任に悩んだり、別件の相手方から事件の依頼があったり、または複数の依頼者間で利益が相反することがあります。特に、遺産分割、遺言執行など複数の当事者が登場する場合は利益相反が発生しがちであり、しかも実際は複数の当事者の一部と近い関係にあることが多いので、特に注意すべきです。

1 被相続人甲の全財産を相続人Aに相続させる内容の遺言の遺言執行者として指定され、受諾したところ、相続人Bが相続財産の一部である土地について相続登記をしたため、遺言執行者としてBに対して抹消登記請求をするケース

遺言執行者は相続人の代理人とみなされるため(民法1015条)、相続人Bを相手方として訴訟提起することは弁護士法25条に違反するようにも思えます。しかし、弁護士が遺言執行者となるのは被相続人の遺言による指定と就任の承諾によるもので、相続人との間に通常の依頼者と弁護士における信頼関係があるわけではありません。遺言執行者を相続人の代理人とみなすのは遺言執行の任務をスムーズに進めるための擬制と考えられますから、相続人を相手方とする訴訟提起をすることが弁護士法、弁護士職務基本規程に反するとして遺言者の真意の実現が図られないのでは、本末転倒です。遺言を執行する限りにおいて本人の立場にある相続人を「相手方」とすることは弁護士法25条等に反しないものと考えられます。

2 上記のケースで、甲名義の不動産についてAに相続登記するなど遺言執行を完了したところ、相続人BからAに対して遺留分減殺請求訴訟が提起され、

Aから同事件の応訴を受任したケース

遺言執行者は、相続人の代理人とみなされ、委任の規定が準用されますが(同法1020条)、遺言執行が完了したことをもってBが弁護士職務基本規程第28条3号の「他の依頼者」ではなくなったとして、Aからの委任を受けて遺留分減殺請求事件を受任することは認められません。

むしろ遺言執行者は、特定の相続人ないし受遺者の立場に偏することなく、中立的立場で任務を遂行することが期待されているのですから(東京高裁平成15年4月24日判決)、遺言執行完了後であっても、当該相続財産を巡る相続人間の紛争について特定の相続人の代理人となることは、遺言執行者が中立公正であることに対する信頼を害することになります。

3 被相続人の遺言に遺言執行者として指定され、受諾した後にAからBに対する貸金返還請求の相談を受けたケース

遺言執行者が中立的立場で任務を遂行する義務は、相続財産の処理に関して課されるものですから、相続財産とは関係ない事件を受任することが直ちに中立義務に反するとまでは言えないと考えられます。しかし、相続人間で中立的な立場で行動すべき遺言執行者が、別件とはいえ特定の相続人の代理人となることは、遺言執行者が中立公正であることに対する信頼を害するものであり、避けた方が良いと思われます(弁護士職務基本規程6条参照)。

債務整理事件の処理について

綱紀委員会副委員長 山内 一浩 (44期)

債務整理事件の処理について、弁護士でない者に法律事務所長等の肩書を与え、指揮監督もせず弁護士名義を利用しての法律事務をさせるなどの非弁提携ないし非弁行為の助長はもってのほかですが、その他にも懲戒相当とされるケースが多くあります。

1 直接依頼者と面談しない、事務員任せ

直接かつ個別面談の原則は、日弁連の「債務整理事件処理に関する指針」(平成22年3月18日改正)でも強調されているところですが、受任の際に依頼者と面談せず、事務員任せで事件処理をしたこと自体で懲戒されたケースがあります。

また、依頼者と直接面談せず事務員任せで事件処理することには危険が伴います。過去に懲戒(業務停止数ヶ月)となったケースには、依頼者が民事再生を希望しているのに事務員任せにして任意整理で処理し、その結果支払総額が従前より増えることになったケース、小規模個人再生事件の処理を任された事務員が内容虚偽の給与明細書を偽造して申立に至ったケースなどがあります。

こうしたことは、依頼を受ける際や事件処理の中で依頼者と面談し、生活状況等を聞き取りつつ処理方針を協議し確認するという当り前のことをすることで十分防ぐことができます。

2 債権者(業者)や依頼者からの問合せ等に対応しない

債務整理事件を受任した当初はもちろん、その後も時間が経過するなかで、債権者や依頼者から、処理方針・時期や取引履歴の開示、和解成立の有無、破産等の申立の有無等の進捗状況等について、問合せがされます。

債権者としては、返済が滞った事案を社内的に迅

速に処理する必要がありますし、依頼者が進捗状況に関心を持つのは当然です。債権者への取引履歴開示の督促と依頼者への報告を2年以上怠っていて懲戒請求されたケースもあります。

依頼者への報告については前記「指針」で強調されているところですが、こうした問合せ等について迅速に対応することが求められます。

3 処理に合理的理由なく長期間を要する等

破産事件を受任したのに、受任通知を送付しただけで2年以上も破産申立をしなかったケースや、破産申立書をほぼ完成させていながら依頼者に連絡を取る努力を怠ったまま漫然と約6ヶ月破産申立を遅延させたケースで、懲戒されたものがあります。

最近では、法人の破産を受任したのに約15ヶ月も破産申立をせず、またその間破産者の財産(預金通帳等)を預かることもなく財産保全を懈怠した結果代表者が数百万円もの個人的費消をし破産財団に損害を与えたケースで、懲戒相当とされたものがあります。

依頼者によっては、連絡が取れない、頼んだ書類を送付しない等で速やかな事件処理が困難なケースもありますが、そうした場合も漫然と放置せず連絡、督促をきちんとして、迅速処理の努力をすることが重要です。

4 弁護士費用の説明、預り金処理について

最近では、特に過払い金請求事件の処理をめぐってトラブルが増えています。前記「指針」でも強調されているところですが、委任契約書の作成はもちろん、過払い金返還を受けた際の成功報酬等を具体的かつ丁寧に説明しておくことが必要ですし、また過払い金の返還を受けたときは、速やかに依頼者に報告し清算方法を協議することが求められます。

刑事弁護を巡るトラブルについて

網紀委員会副委員長 高木 康彦 (45期)

刑事弁護を巡り、懲戒の対象となりうる行為としては、民事弁護と共通して、職務懈怠に関するものなどのほか、刑事弁護特有のものがあります。

依頼者が被疑者または被告人であり、特に身柄を拘束されている場合には意思の疎通をはかることに十分な注意をする必要があります。

1 職務懈怠

被告人に直接会わずに刑事弁護をなしうるのな理解できないところですが、このような事例がまま見受けられます。被告人からの接見の依頼を数回受けながらこれを放置し、わずかに公判の当日裁判所で10分程度接見しただけという事例もありました。また、控訴審の弁護人が、被告人と接見せず弁護方針について確認することもなく、控訴趣意書を提出したり、接見要請を受けながら、これを放置する事例もありました。接見がなされないことから、被告人との意思疎通を欠き、意に反した弁護活動がなされ、弁護活動に対する不満から懲戒請求がなされることは通常考えられる事態であり、接見という刑事弁護人にとっての基本的な職務を正当な理由なく怠ることには、当委員会でも厳しく判断される傾向にあります。

さらにすすんで「否認事件であるにもかかわらず意に反して書証を同意した」として、意に反する弁護活動として懲戒請求される事例も見受けられます。

トラブルを未然に防ぐためにも接見は必要であることが多いと考えるべきです。

例外としては、上告審の国選弁護を受任し、被告人が遠隔地の拘置所に在監しているような場合が考えられます。しかし、この場合にも被告人の意思を確認する努力は必要でしょう。

なお、弁護士が接見の要請があれば常に応じる必

要があるというわけではありませんが、応じられない理由（「刑事記録未開示」など）があるときは初回接見のときに説明しておくといよいでしょう。

2 依頼を受けて行動すること、積極的弁護が他の規範に抵触する場合

勾留されている被疑者から、伝言、手紙の受け渡しを依頼されることはよくありますが、弁護人以外の者との接見が禁止されており、その伝言等が証拠隠滅を示唆する内容となっている場合には注意を要します。

接見禁止中、別に勾留されている共犯者と連絡をとるために、その者に弁護人がついているにもかかわらず、「弁護人となろうとする者」として接見したことが、接見交通権の濫用とされた事例があります。

ただ、弁護士は、刑事弁護において最善の弁護活動に努めることが求められていますので（弁護士職務基本規程46条）、証人との接触などをあまりに自制することは本末転倒にもなりかねませんし、網紀委員会でも「非行」にあたるかという観点から判断されます。

3 その他

刑事事件記録は、被告人及び被害者にとって公開されたくない情報ですので、保管には十分注意する必要があります。

性犯罪の被害者の個人情報に記載されている刑事事件の記録の写しを被告人に交付したことで、被害者から懲戒請求された事例もあります。

被告人の防御に必要な限度を超える個人情報の記載がないか、十分注意が必要でしょう。